

施術費と療養費の比較

★治療院等で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合

	施術費 (札幌市独自、保険対象外) ※補助制度	療養費 (法定、保険対象)	
		はり、きゅう	マッサージ
種 類	◇はり ◇きゅう ◇マッサージ ◇あんま ◇指圧 ◇療術	◇はり ◇きゅう	◇マッサージ (医療上必要な場合)
対象疾患	◇神経痛 ◇リウマチ ◇頸腕症候群 ◇五十肩 ◇腰痛症 ◇神経まひ ◇関節痛 ◇腰部ねんざ ◇その他類症疾患	◇神経痛 ◇リウマチ ◇頸腕症候群 ◇五十肩 ◇腰痛症 ◇頸椎捻挫後遺症 ◇その他慢性的な疼痛を 主症とする上記に類する 疾患	◇筋麻痺等 ◇関節拘縮等
医師のかかわりとその要件	医師の証明書 要件：特になし	医師の同意書 要件：医師による適当な 治療手段がない場合で、 施術による効果が期待 できる場合	医師の同意書 要件：主として筋麻痺、 関節拘縮等の症状が認め られ、症状の改善が 認められる場合
医療との併用	可	不可	可
複数術の併用	併用に関しての制限なし	はりときゅうの併用は可、それ以外は不可 (はり、きゅうとマッサージの併用は不可)	
期間と回数	6か月45回まで 延長あり(6か月30回まで) 延長は医師の証明書が必要	期間、回数の制限なし ただし、医師の同意書の期間内。なお同意書の最 長有効期間は3か月	
費用	3,000円/1回(定額)	1術 1,230円 2術 1,500円	270円/1箇所
患者負担割合	4.7割相当 1,400円/1回(定額)	1～3割	

※施術費と療養費の併用不可